（頭部後傾抑止装置）

第31条　追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第22条の4第1項の告示で定める基準は、協定規則第17号の規則5.4.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.までに定める基準とする。